

京都市事務分掌規則の一部を改正する規則を公布する。

平成21年5月29日

京都市長 門川大作

京都市規則第5号

京都市事務分掌規則の一部を改正する規則

京都市事務分掌規則の一部を次のように改正する。

第8条税務部の款税制課の項第4号中「もの」の右に「及び老齢等年金給付から特別徴収の方法により徴収するもの」を加え、同項第7号中「所得譲与税」を「地方揮発油譲与税」に改め、同款法人税務課の項第1号中「を除く」を「及び老齢等年金給付から特別徴収の方法により徴収するものを除く。以下この項において同じ」に改め、同項第2号中「(普通徴収の方法により徴収するものを除く。)」を削り、同款収納対策課の項第4号中「徴収するもの」の右に「及び老齢等年金給付から特別徴収の方法により徴収するもの」を加え、同項第6号中「もの」の右に「及び老齢等年金給付から特別徴収の方法により徴収するもの」を加える。

第12条保健衛生推進室の款生活衛生課の項中第15号を第16号とし、第14号を第15号とし、第13号を第14号とし、第12号の次に次の1号を加える。

(13) 麻薬、覚せい剤その他の薬物の乱用の防止に関する事務の統轄に関すること。

附 則

この規則は、平成21年6月1日から施行する。

(行財政局人事部人事課)